

職員からの苦情相談の概要

1. 職員からの苦情相談について

職員は、公平委員会に勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談をすることができます。公平委員会は、申出等を受け、指導、助言等必要な措置を行います（地方公務員法 8 条 2 項）。

◎ 公平委員会に苦情相談のできる職員

- ・一般行政職員、教職員、消防職員、会計年度任用職員、条件附採用期間中の職員、臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員

◎ 相談できる内容

職員は、公平委員会に対し、文書または口頭により人事管理全般に関し、苦情相談を行うことができます。

<相談の対象となる事項>

- ・職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項
- ・服務等人事管理事項
- ・セクハラ、パワハラその他ハラスメントに関する事項

2. 相談の方法

職員は、公平委員会に対し、文書または口頭により苦情相談を行うことができます（職員からの苦情相談に関する規則）。

3. 相談への対応

- ・公平委員会の相談員（職員）が制度の説明や助言を行います。必要に応じて、相談者の了解のもとに、所属に照会や調査等を行い、関係者に対してあつせん等を行います。
- ・相談内容が、任命権者がその権限に基づき行う事項（個別の昇任、人事配置、昇給など）については、相談者への制度説明、助言などにとどまります。
- ・相談された問題の解決の見込みがない等の場合には、相談を打ち切ることがあります。